

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成30年 2 月 26 日（月曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告について
- 日程第 5 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 市長招集挨拶並びに施政方針説明
- 日程第 8 報告第 1 号 専決処分事項の報告について（愛西市営土地改良事業（土地改良法に基づく）の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 報告第 2 号 専決処分事項の報告について（愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 報告第 3 号 専決処分事項の報告について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 議案第 1 号 愛西市空家等対策協議会条例の制定について
- 日程第12 議案第 2 号 愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第13 議案第 3 号 愛西市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 4 号 愛西市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 5 号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第 6 号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第 7 号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第 8 号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第 9 号 愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第10号 愛西市寄附金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第11号 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第12号 愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第13号 愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第14号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第25 議案第15号 愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第16号 愛西市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について

- 日程第27 議案第17号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第28 議案第18号 愛西市都市公園条例の一部改正について
- 日程第29 議案第19号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第30 議案第20号 土地改良事業に伴う町及び字の区域の変更及び廃止について
- 日程第31 議案第21号 愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第32 議案第22号 市道路線の廃止について
- 日程第33 議案第23号 市道路線の認定について
- 日程第34 議案第24号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第35 議案第25号 平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第26号 平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第37 議案第27号 平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第38 議案第28号 平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第39 議案第29号 平成29年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第40 議案第30号 平成30年度愛西市一般会計予算について
- 日程第41 議案第31号 平成30年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第42 議案第32号 平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第43 議案第33号 平成30年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第44 議案第34号 平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第45 議案第35号 平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第46 議案第36号 平成30年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第47 請願第1号 子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について
- 日程第48 請願第2号 国民健康保険税を引き下げ、市民負担軽減を求める請願について
- 日程第49 請願第3号 国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書採択の請願について
- 日程第50 請願第4号 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願について
- 日程第51 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（20名）

1番 山岡幹雄君

2番 吉川三津子君

3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	大島一郎君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷺野聰明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	平尾理君	会計管理者兼 会計室長	水谷永君
総務部長	伊藤長利君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	大鹿剛史君
市民協働部長	伊藤裕章君	上下水道部長	鷺野継久君
消防長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部徳次	議事課長	加納敏夫
書記	服部芳樹	書記	近藤泰史

---

午前10時00分 開会

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで報告をいたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において、申し出を行った報道機関に対し撮影を許可することといたしますので御了承をお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議席の一部変更について

○議長（大島一郎君）

日程第1・議席の一部変更についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。ただいま着席の議席とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま御着席の議席とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会議録署名議員の指名について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第2・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、17番・石崎たか子議員、18番・堀田清議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・会期の決定について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第3・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、12月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告いたします。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る12月22日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日2月26日から3月23日までの26日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月23日までの26日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月23日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・諸般の報告について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区環境事務組合議会議員の吉川三津子議員、お願いいたします。

○2番（吉川三津子君）

それでは、海部地区環境事務組合議会の報告をいたします。

まず、平成30年2月21日に議案説明会がありまして、平成30年度の予算についての説明と、当初10億円の改修費だったものが総改修費が50億円となる第2期基幹的整備改良工事について、どこの機械を改修するのかの説明がありました。そして、平成30年2月23日金曜日午後2時半から新開センターにて平成30年第1回海部地区環境事務組合議会定例会が開催され、5点について審議がされました。

付託事件1番といたしまして、海部地区環境事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、育児休業の拡大に関するものであり、討論もなく全員賛成で可決されました。

付託事件2につきましては、海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてございまして、人事院勧告により新給料表への切りかえと勤勉手当の支給割合の変更等に関する内容で、これも討論もなく全員賛成で可決されました。

付託事件3につきましては、海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでありまして、これは国の法律改正によるもので、1人当たりの影響額はという質問に対し、年間70万円であり、これによる早期退職はないとの答弁があり、討論もなく全員賛成で可決されました。

そして、4番目につきましては平成29年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算に関するもので、補正額が4,744万1,000円、補正後の予算総額が28億1,452万3,000円であります。こちらにつきましては、契約等の差額に関する補正が主なものであり、全員賛成で可決をされました。

そして、議案第5号は平成30年度海部地区環境事務組合の一般会計予算についてでございます。こちらにつきましては、たくさんの質問がありました。主な質問は、先ほど申し上げまし

た第2期基幹的整備改良工事に関し10億円が50億円に膨らんだ過程と説明責任に関することが質問され、3年前の総事業費10億円のときの計画では日ごろの整備がよいので大改修は必要ないと述べているが、なぜたった3年で改修が必要な装置が40億円もふえたのか、全て緊急性が高いのかの質問に対しては、機械とはそういったものだ、全てが緊急性が高いとの答弁がありました。

その他、し尿処理施設が上野センターと新開センターにあります。ランニングコストは上野センターのほうが安く、今後インフラ長寿化計画が策定されていくとの説明もありました。

また、あま市にあります最終処分場については、今まで環境事務組合が環境調査をしておりましたが、あま市からの申し出により負担金約660万円を支払い、あま市が実施する方針に変わったとの説明もありました。

その結果、反対討論では、50億円もかかる第2期基幹的整備改良工事は説明不足であるとの反対討論がありました。また、賛成討論では必要な工事だという意見が出て、賛成多数で可決されました。

その他の議会の中での報告を一つさせていただきたいのは、海部地区環境事務組合におきましては慣例として一般質問はしないことになっておりましたが、昨年11月に初めて一般質問が行われました。市町村と同様の議会規則があることから、そういった11月に初めて実施をされたわけですが、ルール等が明確に決めておられないので、内規ができて、2週間前に通告し、議長が認める場合は一般質問ができるということが決まりました。しかし、昨日の議会では2名からの一般質問の通告がありましたが、一般質問は認められないとの判断がされたことを御報告し、私の報告といたします。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、海部地区水防事務組合議会議員の神田康史議員、お願いいたします。

**○4番（神田康史君）**

海部地区水防事務組合は平成30年2月6日、日光川水防センターで開かれました。

30年第1回定例会、付議事件として、第1号議案、組合監査委員の選任同意について、小出義光さんが選出されました。

議案第2号：平成29年度海部地区水防事務組合一般会計補正予算（第1号）について、補正額188万1,000円、補正後の予算総額3,014万6,000円です。

議案第3号：平成30年度海部地区水防事務組合一般会計予算について、予算総額2,797万8,000円であります。

以上、全て満場一致で可決されました。

済みません。諸般の報告の中で、第2号議案の部分で、海部地区環境事務組合というふうに誤字があります。これは私どもの間違いで申しわけありません。先ほど申しあげました水防事務組合に御訂正をお願いしたいと思います。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の高松幸雄議員、お願いいたします。

○6番（高松幸雄君）

海部地区急病診療所組合議会の報告をいたします。

海部地区急病診療所組合議会は、去る2月16日に海部地区急病診療所組合において平成30年第1回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第1号：海部地区急病診療所組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決されました。

議案第2号：海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の一部改正についても全員賛成で可決されました。

議案第3号：平成29年度海部地区急病診療所組合一般会計補正予算（第2号）について、補正額612万2,000円、補正後の総予算額1億2,820万3,000円で、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第4号：平成30年度海部地区急病診療所組合一般会計予算について、予算総額1億4,126万2,000円、こちらも全員賛成で原案どおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の島田浩議員、お願いいたします。

○12番（島田 浩君）

それでは、報告させていただきます。

海部南部水道企業団議会は、平成30年第1回定例会が30年2月7日から2月22日までの会期で行われました。

付議事件といたしまして、議案第1号：海部南部水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決されました。

議案第2号：平成29年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第1号）については、収益的収入補正額が3,904万円、補正後の予算総額25億4,109万4,000円、収益的支出補正額734万9,000円、補正後の予算総額22億4,879万1,000円、そして資本的収入補正額844万5,000円、補正後の予算総額1億1,120万8,000円、資本的支出補正額マイナス2,716万2,000円、補正後の予算総額8億4,394万4,000円で、平成29年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第1号）は、全員賛成で可決されました。

続きまして、議案第3号：平成30年度海部南部水道企業団水道事業予算についてであります。収益的収入予算総額を25億6,479万7,000円、収益的支出予算総額22億5,499万6,000円、資本的収入予算総額1億2,806万7,000円、資本的支出予算総額10億354万5,000円で、こちらも全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告いたします。

監査委員より、平成29年10月から平成29年12月までに關する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。よろしくお願ひいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議会運営委員会委員の辞任について

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第5・議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

会派異動届の提出に伴い、当該会派より議会運営委員会委員に選出されておりました山岡幹雄議員が選出される理由がなくなり、辞任の必要が生じています。ここで山岡幹雄議員の退場を求めます。

〔1番・山岡幹雄議員 退場〕

お諮りをいたします。山岡幹雄議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、山岡幹雄議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで山岡議員の退場を解きます。

〔1番・山岡幹雄議員 入場〕

山岡議員にお伝えいたします。議会運営委員会委員の辞任の件につきましては、許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・議会運営委員会委員の選任について

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第6・議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、議会運営委員会委員に堀田清議員を指名したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました堀田清議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・市長招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（大島一郎君）

次に、日程第7・市長招集挨拶並びに施政方針説明を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

本日、ここに平成30年3月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本年最初の定例会に平成30年度当初予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするに對しまして、市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただき、市民の皆様方並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

昨年の市長選挙において市民の皆様方から再び愛西市の市政運営をお任せいただき、私の理念であります進める決断ととどまる勇気に基づき、2期目においても市民の皆様方からいただきました信頼と期待にお応えするため、愛西市の現在と未来のために全力で取り組んでいるところであります。

この4月からは第2次愛西市総合計画がスタートいたします。そして、第2次愛西市行政改革大綱も同時に始まります。総合計画は去る12月議会において御議決をいただき、また行政改革大綱は市の状況の把握、事業、サービスの検証を行ってきた結果も踏まえ、今後の行政改革の具体的な取り組みを定めた行政改革大綱であります。

総合計画が愛西市の未来を切り開くためのものであるならば、大綱は総合計画を力強く推し進めるための行政運営のベースとなるものであり、今後これら計画、大綱を両輪といたしまして力強く愛西市を前に進めていきたいと考えております。

市政運営の一端を担わせていただいております市職員に対しましても、これら計画、大綱を十分に理解をし、愛西市の進むべきビジョンを具現化するための各種事業の構築についてさまざまな情勢等を俯瞰し考え、柔軟な視点、フレッシュな感性により進めるよう指示しております。

そして、常々申し上げております持続可能な愛西市を体現するためには、世代を問わず市民の皆様と行政との協働は不可欠であります。創造性豊かで先進的な愛西市づくりとなるよう職員個々の持てる力を十分に発揮し、市民の皆様方とともに成長できるよう鼓舞してまいります。

事業の実施に当たりましては、さまざまな取り組みを行っていく過程において関係する全ての方々によるお力添えをいただきながら、山積する諸課題の解決の全力で取り組んでまいります。次世代に自信を持って誇れる愛西市づくりに邁進してまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

さて、平成29年度においては、本市にとって将来に向けた大きな取り組みが始まった年度であります。まず、地域の方や議員各位の御理解と御協力をいただきながら進めてまいりました南河田工業団地の造成工事が完了する見通しとなりました。昨年12月には愛知県企業庁により

企業の募集が行われたところ、募集区画を上回る企業からの応募がありました。企業が愛西市内で事業展開をしていただくことで、地元の雇用創出や周辺住民の皆様との新たな連携による地域の活性化につながることを切に願うところであります。この状況にとどまることなく、さらなる地元雇用の拡大、地域の活性化及び産業振興を目指し、新たな取り組みを進めていきたいと考えております。

また、現在、持中町地内において建設が進んでおります清林館高校が平成30年度からその拠点を愛西市内に移し開校されます。愛西市で学んでいただけることは、若い方に本市のことを知っていただくよい機会であり、地域と学校の新たな交流も期待いたしております。高校生の豊かな想像力を生かした官学協働による事業展開も視野に入れ、市といたしましても市内のほかの高校と同様にサポートしていきたいと考えております。

少子化の中、将来の愛西市を担う子供たちの健やかな成長を願い、よりよい保育環境を提供するために公立保育所の運営に関する方針に関して、具体的に取り組みが始まります。小・中学校においても小・中学校の適正規模、適正配置に関し、保護者の皆様や地域の住民の方々からの御意見をお聞きしながら、教育委員会において検討が始まっております。

子供たちの豊かな人格を形成していくために、保育、学校環境を提供することが行政の使命であり、責務であります。これらの取り組みを進めるため、保護者の皆様方、地域の皆様方、関係機関、議員各位の御理解、御協力をいただきながら将来を見据えた保育及び教育環境の整備を進めてまいります。

以上、一部のものについて紹介をさせていただきましたが、そのほかの取り組みにつきましても、前例にとらわれることなく、さらにより事業となるよう検討を重ね取り組んでまいります。

次に、平成30年の予算編成について申し上げます。

まず、国の情勢に目を向けてみますと、海外経済の緩やかな回復が続く中、国内の雇用、所得環境の改善が続くもとで景気も緩やかに回復していることが見込まれております。しかし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動リスクや少子・高齢化、人口減少社会のさらなる加速による社会保障の増大、労働人口の減少に伴う経済の萎縮など、さまざまな面において将来に対する成長を阻害する要因をはらんでいることにも注視する必要があります。

そのような国の状況下において、本市を取り巻く状況を見てみますと、少子・高齢化、人口減少の影響はさらに深刻であり、早急に対策を迫られる状況となっております。また、本市においては、重要な財源である普通交付税について、合併による特例増額分が平成32年度を最後に終了いたします。また、社会保障費、公共施設の老朽化対策経費等の増加が見込まれることにより、将来の財政計画が非常に厳しい見通しであることは議員各位におかれましても御承知のとおりと存じます。このような状況においても、次世代に向けた新たな取り組みにも積極的にチャレンジしてまいります。

本市と取り巻く状況を総合的に判断し、不要不急の経費の節減、事務事業の見直しなど、歳出の抑制に努めてまいります。将来を見据え、市民の皆様に対し、また市外の方に愛西市をも

っと知っていただくために新たな事業を積極的に展開させ、持続可能な愛西市づくりへとつなげるための予算編成とさせていただきます。

次に、主な内容について説明をさせていただきます。

従来から地域活動に関しましては、地域の皆様と行政が協働して地域ならではのイベントや活動を実施していただいております。地域に限らず市民活動に関して、市としてアシストをさせていただきますための補助金を創設いたします。この補助金を原資として市民の皆様などから提案されました市全体の活力につながるような取り組みが実現し、市内の市民活動を盛り上げていただける担い手が育つことを期待するものであります。

次に、子育て支援といたしまして、政府におきましては新しい政策パッケージを推進することとして少子化対策に具体的に取り組みが始められております。本市におきましても、妊娠から子育てに至るまでの切れ目ない施策をより一層充実させてまいります。また、民間保育所等の環境整備を支援するため、民間保育所、認定こども園の施設整備費に対しまして財政的な支援を行うほか、保育所等において保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な経費を補助いたします。

当初予算には計上しておりませんが、子ども医療費の支給を従来実施していなかった中学生通院に係る医療費について、自己負担額の3分の2を償還払いで補助する旨の条例の一部改正を議案として提出いたしました。子ども医療費の助成に関しましては、議会においても御議論をいただいている中で議員各位の御意見や本市の財政状況、将来にわたる財政負担を踏まえ、今議会において議決をいただくことができれば、8月1日からの実施に向け、次回の議会において改めて必要となる予算に係る議案を御審議いただきたいと考えております。

次に、市民全体の交流を深める取り組みといたしまして、あいさい市民による音楽祭、愛西市植樹祭を開催いたします。

あいさい市民による音楽祭は、身近に音楽活動に触れていただける機会を設けることで、市民の皆様方の交流、親睦、ひいては音楽文化の振興を図ります。愛西市植樹祭は、5月19日に親水公園で開催されます愛知県植樹祭及び第70回全国植樹祭1年前記念イベントと同日に開催いたしまして、緑化に対する意識の高揚と緑豊かで快適な環境づくりを推進いたします。市民の皆様がこれら事業に積極的に御参加いただくことで、きずなが深まることを期待するものであります。

健康なまちづくり事業におきましては、運動習慣をつけるための支援として、平成29年度から取り組んでおります活動量計を有効活用したウォーキングの普及への取り組みを拡充いたします。そして、新たに商店、飲食店、農業関係者の協力を得ながら、愛西市産の野菜を使ったヘルシーメニューの提供事業にも取り組むことで、市民の皆様方の生活習慣の改善を促し、健やかで元気に暮らせるまちとなるよう環境づくりに努めてまいります。

次に、公共施設の老朽化対策につきましては、平成29年1月に策定いたしました愛西市公共施設等総合管理計画により、おおむね30年間において公共建築物の延べ床面積を約30%縮減する目標に向け、個別施設計画の策定を進めます。施設の老朽化は今この時点においても確実に

進んでおり、早急な対応が必要であります。学校施設といたしまして佐屋中学校を、消防施設といたしまして消防署本署について、建物の評価検討調査を実施するための経費を計上いたしました。ほかの施設につきましても個別計画の策定を進め、今後施設整備に向けた準備を進めてまいります。

愛西市は名古屋都市圏近郊の好立地条件にあり、木曾三川の恵みによる肥沃な大地が広がる豊かな自然と史跡、ハスの花など観光資源が多くあります。現在、木曾川下流河川事務所と愛西市木曾三川ミズベリング協議会を立ち上げ、木曾三川周辺の水辺空間の整備や活用施策、維持管理等について検討を進めているところであります。

これら観光資源を市内外の方に知っていただくための道の駅立田ふれあいの里を中心に、隣接する森川花はす田のほか、本市の観光施策として重要な拠点である立田ふれあいの里周辺地域を整備するための調査を実施いたします。

教育に関する予算といたしましては、先ほど申しあげました佐屋中学校の校舎について健全度調査を実施いたします。夏休みには市内小・中学生に一般開放を行っております佐屋小学校のプールについて、老朽化に伴う改修を実施いたします。また、児童・生徒の学習環境改善のために実施しております小学校トイレ改修、有事の際、避難所施設としての機能も有する小・中学校の屋内運動場等非構造部材耐震化についても引き続き実施をいたします。将来の愛西市を担う子供たちに安全で快適な教育環境を提供し、有事の際にも対応できる施設整備を進めてまいります。

次に、選挙管理委員会に関する予算といたしまして、4月15日執行予定の市議会議員一般選挙で、愛西市役所だけで実施しておりました期日前投票所を佐織庁舎にも開設いたします。

以上、予算の主な内容について申し上げてまいりました。

地方交付税の減額など、本市を取り巻く厳しい財政状況の中にあっても、市民の皆様方の負託に応えるため、歳入では交付税や国・県補助金など財源確保に努め、歳出では事務事業の見直し及び重点化、効率化を図り、持続可能な行政運営を念頭に予算編成作業に取り組んだところであります。

なお、本定例会に上程させていただいております平成30年度当初予算につきましては、一般会計、特別会計などを合わせた予算総額は370億4,189万2,000円で、一般会計予算では205億3,100万円で、前年度の骨格予算と比較いたしますと3.5%の増となっております。

予算の詳細につきましては、概要書に記載をさせていただいておりますのでごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、このたび愛西市の市勢要覧を6年ぶりに刷新いたします。市勢要覧は、市の地勢、産業、文化などの概要を広く紹介するための冊子として4月からPR媒体としての活用を考えているものでございます。この要覧の挨拶の中で、「始まっています。市民が主役の物語」という一文を寄せております。この言葉には、愛西市をよりよくするため市民の皆様とともに歩んでいること、まだ十分でないこと、これからしなければならないこと、さまざまな思いも含め、愛西市は市民の皆様とともに作り上げ、将来に向け歩み続けていきたいとい

う思いを込めております。愛西市を未来へつなぐためには、今ここに住む人たちが元気で笑顔で、そして行動を起こさなければなりません。

議員各位並びに市民の皆様のお力添えを愛西市の推進力に変え、今後も第2次愛西市総合計画で定めた将来都市像である「人・自然 愛があふれるまち」を目指して全力で取り組んでまいります。

ここに重ねて議員各位並びに市民の皆様の一層のお力添えをお願いいたしまして、招集挨拶並びに施政方針といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・報告第1号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第8・報告第1号：専決処分事項の報告について（愛西市営土地改良事業（土地改良法に基づく）の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例）の報告をお願いいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、報告第1号の御説明をさせていただきます。

報告第1号：専決処分事項の報告について（愛西市営土地改良事業（土地改良法に基づく）の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市営土地改良事業（土地改良法に基づく）の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

1枚はねていただきたいと思っております。

専決第1号、専決処分書の写しがつけてございます。平成30年1月26日に専決を行いました。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第1号：愛西市営土地改良事業（土地改良法に基づく）の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、法律の条項ずれに伴う改正について専決処分したものでございます。

第1条中、第2条第3項中、第5条中を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・報告第2号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・報告第2号：専決処分事項の報告について（愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例）の報告をお願いいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、報告第2号の御説明をさせていただきます。

報告第2号：専決処分事項の報告について（愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

1枚はねていただきたいと思います。

専決第2号、専決処分書の写しがつけてございます。平成30年1月30日に専決を行いました。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第2号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、法律の項ずれに伴う改正について専決処分したものでございます。

別表第2南河田工業団地地区整備計画区域内の項中を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行については、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・報告第3号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第10・報告第3号：専決処分事項の報告について（愛西市税条例の一部を改正する条例）の報告をお願いいたします。

##### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、報告第3号：専決処分事項の報告について（愛西市税条例の一部を改正する条例）について御説明をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行規則の改正に伴い、その法令の題名、情報、または用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がないものと認め専決処分いたしましたので、議会へ報告するものでございます。

1枚はねていただきまして、専決処分の写しでございます。

専決第3号、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。平成30年2月8日専決、市長名でございます。

改正内容につきましては、3枚目の改め分をもとに説明をさせていただきます。

愛西市条例第3号：愛西市税条例の一部を改正する条例をごらんください。

第36条の2第2項、市民税の申告及び第53条の7、特別徴収税額の納入の義務等につきましては、施行規則「第2条第2項ただし書」を施行規則「第2条第4項ただし書」に、条文中の

一部を改めるものでございます。

次に、第54条第7項、固定資産税の納入義務者等につきましては、施行規則「第10条の2の10」を施行規則「第10条の2の12」に条文中の一部を改めるものでございます。

施行期日といたしましては、公布の日でございます。

簡単でございますが、説明につきましては以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第1号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第11・議案第1号：愛西市空家等対策協議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

それでは、議案第1号について御説明いたします。

議案第1号：愛西市空家等対策協議会条例の制定について。

愛西市空家等対策協議会条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、愛西市空家等対策協議会を設置するため必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市空家等対策協議会条例でございます。

各条文の内容について御説明いたします。

第1条は、この条例を制定する目的でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、愛西市空家等対策協議会を置くものでございます。

第2条は、所掌事務を規定しております。法に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに計画の実施に関する事項や、その他空家等に関し市長が必要と認める事項を協議することを定めております。

第3条は、組織についてでございます。協議会は市長及び委員9人以内で組織する。

第4条は、会長について規定しております。会長は市長をもって充て、会務を総理するものとします。また、会長に事故があるときの職務代理を定めております。

第5条第1項では、委員構成で、地域住民、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者等から市長が任命するものでございます。

第2項では、委員の任期は2年とする。

第4項では、委員の守秘義務を定めております。

附則といたしまして、第1項では施行期日、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に空家等対策協議会を追加する一部改正でございます。この一部改正につきましては、資料としまして

新旧対照表をつけてございますので、参考をお願いいたします。

以上で説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第2号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第12・議案第2号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第2号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の廃止について御説明をさせていただきます。

愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛西市障害者就労支援施設を廃止するため必要があるからでございます。

内容につきましては、別添の資料をごらんください。

今回、行政改革の推進のための民間委託を検討する中で、第4条にございます4カ所の障害者就労支援施設の事業移管の要望や保護者を含めた検討委員会における協議結果を踏まえまして、民間移管に向けた条例の廃止をお願いするものでございます。

議案本文へ戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は平成30年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、この条例の施行前の愛西市障害者就労支援施設の利用に係る料金について、廃止前の愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定は、この条例の施行後もなお効力を有するものとするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第3号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第13・議案第3号：愛西市行政改革推進委員会設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、御説明をさせていただきます。

議案第3号：愛西市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について。

愛西市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、委員の任期を変更するため必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例でございます。

第5条中「3年」を「4年」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第4号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第14・議案第4号：愛西市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第4号：愛西市個人情報保護条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

主な改正内容に関しましては、資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1ページ目の第1条でございますが、「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を削除するものでございます。

第2条第2号は、個人情報の定義を個人情報保護法と同等な定義にすることにより、法律との整合性を図るものでございます。

2ページの第3号は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法で新たに規定されました個人識別符号を追加いたします。これに関連し、保有個人情報を開示する際の不開示情報、開示請求者以外の情報を規定いたしました、飛びますけれども、5ページの第16条第3号と部分開示を行う際の取り除く不開示情報を規定いたしました、同じく5ページの第17条第2項に個人識別符号を追加いたします。

お戻りいただきまして、2ページでございますが、第4号は個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法で新たに規定をされました要配慮個人情報を追加いたします。これに関連をいたしまして、要配慮個人情報の収集の制限を規定いたしました3ページの第6条第3項と、おめくりいただきまして、4ページの個人情報取り扱い事務の届け出を規定いたしました第13条第1項の改正をいたします。

また、飛んで申しわけございませんが、6ページの第34条第2項第1号は番号法第28条が第29条に繰り下がったため改正をいたします。

それでは、条例の3ページにお戻りいただきまして、附則の施行期日でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

附則の第2項でございますが、愛西市情報公開条例の一部を改正するものでございます。

申しわけございません、もう一度新旧対照表の9ページをごらんください。

第5条第2号は、個人に関する情報が記録される媒体や記録方法などの規定を行政機関情報公開法と同様な定義にすることにより、法律との整合性を図るものでございます。

簡単でございますが、説明につきましては以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第15・議案第5号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第15・議案第5号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画政策部長（山内幸夫君）

御説明をさせていただきます。

議案第5号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成29年8月8日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改定することに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、第1条、愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正をする。

第7条第1項の表を次のように改める。1号給、2号給それぞれ1,000円の増額でございます。

第9条第2項中、期末手当の率を「100分の162.5」から「100分の167.5」に改め、第2条につきましては期末手当の率を6月、12月それぞれ100分の165に改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第16・議案第6号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第16・議案第6号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

御説明をさせていただきます。

議案第6号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成29年8月8日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定することに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

第1条で、愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例、愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の3条例の一部改正でございます。人事院勧告によりまして、期末手当の率の「100分の170」を「100分の175」にするものでございます。

第2条につきましては、期末手当の率を6月にあつては「100分の155」を「100分の157.5」に、12月にあつては「100分の175」を「100分の172.5」に改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第7号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第17・議案第7号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

御説明をさせていただきます。

議案第7号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成29年8月8日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、初任給調整手当及び勤勉手当を改定すること等に伴い、所要の措置を講ずる必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案第7号資料の2、愛西市職員の給与に関する条例の一部改正の概

要で説明をさせていただきたいと思います。

第11条第1項第1号、初任給調整手当の改正についてでございますが、医療職給料表の改正状況を勘案し、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員補充が困難と認められる職に対する上限額の引き上げを行うものでございます。

続きまして、第21条第2項第1号、一般職の勤勉手当の改正でございます。1.7月分を1.8月分へと、0.1月分を引き上げるものでございます。30年度からは、6月の勤勉手当が0.9月、12月の勤勉手当も同じく0.9月とするものでございます。

第21条第2項第2号は再任用職員の勤勉手当の改正でございます。0.8月分を0.85月分と、0.05月分引き上げるものでございます。こちらも30年度からは、6月の勤勉手当が0.425月、12月も同じく0.425月に改正するものでございます。

2ページをごらんください。

別表第1、別表第2及び別表第3の給料月額の改正でございます。行政職給料表で、平均改定率につきましては0.2%の増加でございます。

次に、55歳以上で行政職給料表の6級以上の職員の減額措置を平成30年3月31日で廃止をするものでございます。

それでは、今回の改正でどうなるのか、モデルケースで見てみたいと思います。

資料3のモデルケース、下の表をごらんください。

30歳の主事、配偶者、子供1人を扶養の場合でございます。年間の給与総額につきましては、改正前が415万2,588円であったものが、改正後は419万3,430円となりまして、4万842円の差額となります。

また、56歳の課長職で配偶者と子供2人を扶養の場合、年間給与総額につきましては、改正前が819万7,257円であったものが、改正後は824万4,859円となりまして、4万7,602円の差額となります。

全体の影響額といたしましては、給料月額改正で648万5,000円の増、勤勉手当改正で1,628万9,000円の増となるものでございます。

本文にお戻りいただきまして、本文の11ページ、附則でございます。

施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大島一郎君）

では、ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開を11時15分からといたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第8号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第18・議案第8号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（足立信夫君）

それでは、議案第8号：愛西市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。  
愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表1ページをごらんください。

第3条関係、別表第1、第2項表内、消防法の規定に基づき危険物施設等の設置許可、そのほか完成検査、前検査、保安検査に係る手数料の改正でございます。

本文にお戻りいただきまして、3ページの最下段、附則、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第9号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第19・議案第9号：愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第9号：愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い改正する必要があるからでございます。

内容の説明につきましては、新旧対照表をごらんください。

まず、愛西市国民健康保険支払準備基金条例につきまして、第1条におきましては基金の目的を、また第7条におきましては基金の処分につきまして、それぞれ保険給付費に限定して定めておりましたものを国民健康保険事業全般に活用できるように改めるものでございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

愛西市国民健康保険条例につきまして、第1章及び第1条中、国民健康保険を国民健康保険の事務に改め、第2章及び第2条中、「国民健康保険運営協議会」を「愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に名称を改めるものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は平成30年4月1日から施行し、あわせて愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例中にある「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第10号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第20・議案第10号：愛西市寄附金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第10号：愛西市寄附金条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市寄附金条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、寄附者が指定する寄附金を財源として実施する事業を市長が定めることとするため、一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をもとに説明させていただきます。

愛西市寄附金条例の一部改正新旧対照表をごらんください。

第1条は目的を定めているもので、ふるさと納税した寄附者等に対応するため整備をしたものでございます。このため「愛西市の新たな施策の展開や充実のため」の一文を削り、「行政運営に参加していただき、市民」の一文を「寄附をした個人又は団体（以下「寄附者」という。）」に、また「直接的」を「行政運営」に改正をいたします。

第2条の事業の区分につきましては、本市の実情に応じて柔軟な対応が必要となりますので、具体的な事業につきましては第2次総合計画に基づき規則にて定めることとし、削除をいたします。

第3条は基金の設置を定めるものでございますが、第2条を削除いたしましたので、条文中「前条に規定する事業」の一文を「愛西市の新たな施策を展開し、又は施策の充実を図るための事業」と改め、第2条といたします。

これに関連いたしまして、寄附金の指定等を定めました第4条第1項中「第2条各号に規定する事業」を「前条に規定する事業として市長が定めるもの」と改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定による」と、「前項の」を「当該」と改め、同条を第3条といたします。

第5条から第8条までを1条ずつ繰り上げます。

第9条は基金の処分を定めているもので、条文中の「第2条各号」を「第2条」と改め、第

8条といたします。

また、第10条から第13条につきましても1条ずつ繰り上げます。

この条例は、平成30年4月1日から施行をいたします。

簡単でございますが、説明につきましては以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第11号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第21・議案第11号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、議案第11号について御説明申し上げます。

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、この案を提出するのは、指定管理者制度を導入して愛西市文化会館を管理するため、改正する必要があるからでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきまして御説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

第4条に2項を加え、指定管理者に会館の管理を行わせることができるとし、管理の基準を定めております。

第5条において、指定管理者が行う業務の範囲を定めております。

第14条において、指定管理者の会館の使用に係る料金の取り扱いを定めております。

本文にお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第12号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第22・議案第12号：愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第12号：愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定め

るものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、立田社会福祉会館を廃止することに伴い、改正する必要があるからでございます。

内容の説明につきましては、新旧対照表をごらんください。

議案第2号でお願いをいたしました障害者就労支援施設の民間移管に係る廃止に伴いまして、愛西の里立田がございます立田社会福祉会館の項を削り、あわせて立田第2社会福祉会館の名称を立田社会福祉会館に改めるものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第13号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第23・議案第13号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第13号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、佐屋北保育園を廃止するため必要があるからでございます。

内容の説明につきましては、新旧対照表をごらんください。

別表第1及び別表第2から佐屋北保育園の項を削るものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は平成35年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第14号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第24・議案第14号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第14号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、西八幡ちびっ子広場を廃止するため必要があるからでございます。

内容の説明につきましては、新旧対照表をごらんください。

今回、管理をしていただいております自治会からの要望によりまして、西八幡ちびっ子広場を廃止するに当たり、別表より西八幡ちびっ子広場の項を削るものでございます。

議案本文へ戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第25・議案第15号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第25・議案第15号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第15号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、後期就学児の通院に係る医療保険自己負担額の一部を医療費として支給する等のため必要があるからでございます。

内容の説明につきましては、新旧対照表をごらんください。

第4条をごらんいただきますと、現在中学生の医療費助成の対象は入院のみでございますが、今回それを通院に係る自己負担額の3分の2を加えるものでございます。

また、3ページの母子・父子家庭医療費支給条例、4ページの障害者医療費支給条例につきましては、今回子ども医療費助成の拡大に合わせまして関連部分の改正をお願いするものでございます。

議案本文へ戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は平成30年8月1日から施行し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の支給は、なお従前の例によるというものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第26・議案第16号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第26・議案第16号：愛西市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

それでは、議案第16号：愛西市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、関係条例を改正する必要があるからでございます。

内容の説明につきましては、新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、いわゆる住所地特例制度の見直しによるものでございます。国民健康保険法第116条の2の規定による住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳到達等に後期高齢者医療に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするための改正がございました。それに伴いまして、第3条第2号、3号、4号に準用規定を新たに追加し、新たに第5号を追加するものでございます。

また、附則にございます平成20年度における保険料納付の特例規定を削除するものでございます。

次に、3ページの母子・父子家庭医療費支給条例、4ページの障害者医療費支給条例につきましては、今回の改正にあわせ関連部分の改正をお願いするものでございます。

議案本文へ戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第27・議案第17号（提案説明）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第27・議案第17号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

それでは、議案第17号：愛西市介護保険条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、介護保険料の額を改定する等の必要があるからでございます。

内容の説明につきましては、恐れ入りますが、資料の2をごらんいただきたいと思います。

こちらの資料、保険料につきましてグラフで示させていただいております。上のグラフが現行第6期のものがございます。

まず、このグラフの見方でございますが、中ほどに基準額月額4,800円とありまして、ここを基準に右へ行くほど所得が高く、一番右の第11段階の方はこの基準額に1.85を乗じた保険料を御負担いただいております。逆に左へ行くほど所得が低くなっておりまして、一番左の第1段階では基準額の0.45を得た保険料となっております。

また、このグラフの下のところに国基準というふうで示してございますが、当市におきましては国の基準の第9段階を3つに分けて、第11段階の設定をしております。所得の多い方に国の基準を超える御負担をお願いしている現状でございます。一方で第2段階、第3段階、第4段階では、黒く塗り潰した部分がございますが、市が独自で国基準よりも低い率に軽減をしております。

次に、下のグラフでございます。

まず、第7期の保険料につきましては、認定者の増加を踏まえたサービス料の見込みと将来的な予測も交え、中ほどに示させていただきましたとおり、基準額を月額5,100円に設定したいものでございます。

そして、今回の主な改正点でございますが、まず第9段階の料率を国基準に合わせ1.6から1.7に、あわせて第10段階の料率を1.75から1.8に引き上げ、御負担をいただくものでございます。また、第7段階と第8段階の所得区分を、これも国に合わせまして上限をそれぞれ10万円ずつ引き上げるものでございます。なお、第1段階の公費による軽減、そして第2段階、第3段階、第4段階におきます市独自の軽減は引き続き行ってまいります。

これらの改正を踏まえまして、給付の見込みから単純に算定をした保険料が一番下に示してございます。月額5,640円となりました。一方、右欄を見ていただきますと、平成29年度末の基金残高が約5億5,000万程度見込まれますことから、それらを3億8,000万ほど充当し、月額を5,100円の基準額ということで設定をしたものでございます。

今回保険料のほか、法令の改正によりまして譲渡所得における特別控除の適用などの改正もあわせてお願いをしております。

議案本文に戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は平成30年4月1日から施行し、平成30年度分から適用をするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第28・議案第18号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第28・議案第18号：愛西市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、議案第18号について御説明させていただきます。

議案第18号：愛西市都市公園条例の一部改正について。

愛西市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容でございますが、第1条の6を加えるものがございます。

内容につきましては、都市公園に設ける運動施設の敷地面積に関する基準を定めたものがございます。

附則といたしまして、この条例の施行については平成30年4月1日から施行するものがございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第19号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第29・議案第19号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（足立信夫君）

それでは、議案第19号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものがございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の施行に伴い改正する必要があるからでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

資料、新旧対照表をごらんください。新旧対照表2ページの改正をごらんください。

補償基礎額、第5条中第3項、下から4行目です。金額に、第1号の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を追加して、金額を1号及び3号から6号を217円とし、2号を333円としました。

本文にお戻りいただきまして、中段、附則の1、この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日からでございます。

以上で議案第19号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第20号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第30・議案第20号：土地改良事業に伴う町及び字の区域の変更及び廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、議案第20号について御説明させていただきます。

議案第20号：土地改良事業に伴う町及び字の区域の変更及び廃止について。

町及び字の区域を別紙のとおり変更及び廃止をしたいので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、団体営土地改良事業立田地区鶴戸川工区の換地処分を行うに当たり、町及び字の区域の変更等するため必要があるからでございます。

団体営土地改良事業立田地区鶴戸川工区につきましては、平成11年に事業着手し、平成18年度に工事が完了しました。そして、今回全地権者の同意が得られたことから、補助や道路、水路の換地処分登記を今後実施いたします。ついては、実施に当たり本事業の換地計画に基づき、道路、水路の変更と農地の異動により立田地区鶴戸川工区の町及び字の区域に変更が生じることからお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、立田地区鶴戸川工区の変更調書をごらんください。

1の新右エ門新田町江向に編入する区域のくいで申し上げます。変更前の町及び字、四会町井口に記載されております地番や道路、水路が新右エ門新田町江向に変更されることとなります。地番につきましては、平成28年11月2日現在の地番となっております。以下、25まで記載のとおりでございます。

変更前の字の区域は31地区でございますが、変更後の字の区域は25区域に集約されることとなります。

次に、資料1をごらんください。

位置図となっております。赤く着色されたところが土地改良事業立田地区鶴戸川工区の区域でございます。

次に、資料2-1をごらんください。

土地改良事業立田地区鶴戸川工区の変更後の図面でございます。3-1、3-2、3-3の3ページとなっております。赤線が地区界、青線が従前の町界、字界、黒線が換地の町界、字界でございます。

次に、資料2-2をごらんください。

変更前の図面でございます。御確認をあわせてお願いをいたします。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第31・議案第21号（提案説明）

#### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第31・議案第21号：愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題

といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

それでは、議案第21号について御説明いたします。

議案第21号：愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について。

別紙のとおり愛西市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、永和郵便局に愛西市の特定の事務を取り扱わせるため必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、指定する郵便局の名称、永和郵便局、郵便局の取り扱い事務でございますが、法第2条に規定されているものでございまして、第1号といたしまして戸籍及び除籍の謄本、抄本等、第2号といたしまして納税証明書、所得証明書、市県民税課税（非課税）証明書、第3号といたしまして住民票の写し、住民票記載事項証明書、第4号といたしまして戸籍の附票、第5号といたしまして印鑑登録証明書でございます。これらの交付の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務でございます。

第3号の住民票に関しましては、請求者または請求者と同一世帯に属する者に限るもの、その他の証明書等につきましては請求者に係る者に限るものでございます。

指定の期間といたしましては、平成30年7月17日から平成31年3月31日まででございます。ただし、双方から廃止する旨の意思表示をしないときは、さらに1年間延長することとし、以後も同様とするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第32・議案第22号（提案説明）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第32・議案第22号：市道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

それでは、議案第22号について御説明申し上げます。

議案第22号：市道路線の廃止について。

別紙のとおり市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、市道路線の再編を行うため廃止をする必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

路線名、市道153号線は民間開発事業に伴い、市道路線の再編をするために廃止をお願いするものでございます。

路線名、市道2182号線は民間開発事業に伴い路線の一部を払い下げすることから、市道路線の再編をするため廃止をお願いするものでございます。

路線名、市道6033、7043、7077号線は路線の一部を新設する八開排水機場の用地とすることから、市道路線の再編を行うため廃止をお願いするものでございます。

路線名、市道9173号線は認定区間を市道路線へ再編するため廃止をお願いするものでございます。

路線名、市道9359号線は工業団地区域内の道路計画の変更に伴い、市道路線の再編をするため廃止をお願いするものでございます。

路線名、市道9360号線は道路計画の取りやめに伴い、廃止をお願いするものでございます。

資料としまして、路線廃止図も添付させていただきました。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第33・議案第23号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第33・議案第23号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、議案第23号について御説明申し上げます。

議案第23号：市道路線の認定について。

別紙のとおり市道の路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、市道路線として認定し公共の用に供するため必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

路線名、市道153、2182、2373号線は、民間開発事業に伴う再編路線でございます。

路線名、市道1583、1584、1585、9364号線は、住宅開発事業区域内の道路新設に伴い、新たに市道認定をお願いするものでございます。

路線名、市道6033、7043、7077号線は、新設する八開排水機場の一部の用地になることに伴う再編路線でございます。

路線名、市道7305号線は、新設する八開排水機場の新設迂回道路に伴い、新たに市道認定をお願いするものでございます。

路線名、市道9173号線は、未認定区間に伴う再編路線でございます。

路線名、市道9359、9368号線は、工業団地区域内の道路計画の変更に伴う再編路線ござい

ます。

路線名、市道9366号線は、工業団地区域内の新設道路に伴い、市道認定をお願いするものでございます。

路線名、市道9367号線は、工業団地に伴う機能回復のための新設道路の市道認定をお願いするものでございます。

路線名、市道2372、3318、8335、8336、9363、9365号線の6路線は、認定漏れのため市道認定をお願いするものでございます。

資料として路線認定図を添付させていただいております。

以上、よろしく願いをいたします。

**○議長（大島一郎君）**

それでは、ここで昼休憩をしたいと思います。再開を1時からとさせていただきます。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

**○議長（大島一郎君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第34・議案第24号（提案説明）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第34・議案第24号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○総務部長（伊藤長利君）**

それでは、議案第24号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,479万9,000円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ225億5,510万2,000円とするものでございます。

主な内容について御説明をさせていただきます。

初めに、5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費では、最終処分場適合化事業、道路新設改良事業を翌年度へ繰り越すため繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、第3表の地方債補正では、親水公園東ゾーン整備事業におきましてスポーツ振興くじ助成金の交付が決定いたしましたので、合併特例債の借入額の減額をお願いするものでございます。

次に、歳入の主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

歳入につきましては、9ページから16ページまで記載をさせていただきます。

各事業の特定財源につきましては事業費の確定、または精査によるもので、市税の増額補正を初め分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金の補正、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、市債をそれぞれ計上させていただいております。

まず、9ページ、10ページをお願いいたします。

補正の主な内容といたしましては、第1款第1項第1目の市税では、現年分の個人市民税3,000万円、同じく第2目、法人市民税4,000万円、第2項固定資産税1億4,300万円、それぞれの滞納繰越分4,160万円をそれぞれ決算見込みにより計上させていただきました。

続きまして、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第2目民生使用料の児童クラブ等使用料は利用者の増加に伴うものでございます。

続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では、生活保護費負担金及び国民健康保険基盤安定負担金として178万5,000円の補正計上でございます。

続きまして、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金といたしまして地方創生推進交付金として196万3,000円、第2目民生費国庫補助金では地域生活支援事業費補助金として224万4,000円の補正計上でございます。

続きまして、第14款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費県補助金では、元気な愛知の市町村づくり補助金として349万3,000円と、第2目民生費県補助金では、地域生活支援事業費補助金112万2,000円の補正計上でございます。

続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

第15款財産収入で5,725万7,000円を利子の確定による増額補正を計上させていただいております。

続きまして、第16款寄附金で525万円を決算見込みにより計上をさせていただきました。

続きまして、第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で、財政調整基金から公共事業整備基金へ積みかえるため5億円を計上させていただきました。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきましても事業費の確定、または精査による補正をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、私より総務部所管の項目について御説明をさせていただきます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目基金費におきまして、財政調整基金から公共事業整備基金への積みかえと減債基金への積立金と基金の利息等の精査により、積立金10億4,501万4,000円を追加計上させていただきましたのでよろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明させていただきます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、私からは各課に及びます人件費の関係を御説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、主に平成29年の人事院勧告によるものでございます。補正予算書の最終ページになります。35ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、特別職の給与につきましては、人事院勧告によりまして期末手当の支給月分が0.05月分引き上げになったことによる影響で給与費が16万3,000円の増額となりました。議員におかれましても、同じく期末手当の支給月分が引き上げられたことによりまして49万4,000円の増額となっております。

次に、36ページの一般職の総括について御説明をいたします。

補正後の職員数でございますが、正職員数430人となりまして、平成29年12月補正予算時と比較しての増減はございません。

各課におきまして、給料、職員手当及び共済費の増額は生じております。給料で201万2,000円の増、職員手当で507万7,000円の増、そして共済費で69万6,000円の増、合わせまして778万5,000円の人件費の増額補正をお願いするものでございます。

増額の要因といたしましては、人事院勧告により給料月額について平均で0.2%の引き上げや勤勉手当の支給月数を一般職で0.1月分の引き上げなどが主なものとなります。また、時間外勤務手当につきましては、選挙費用の確定により減額補正となっております。

特別会計につきましては、それぞれの予算書の最終ページに給与費明細書を記載してございます。これらの増減も一般会計と同様の要因でありまして、補正をお願いしております。

人件費の補正の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、健康福祉部長より御説明をいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私から健康福祉部所管部分の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。補正予算書の23、24ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の扶助費で、障害者地域生活支援給付費におきまして利用者が増加したことにより747万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じく23節におきましては前年度精算に伴う返還金で、425万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、25、26ページをごらんください。

3款民生費の中の3項生活保護費におきまして、前年度精算に伴う返還金で2,101万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で平成29年度愛西市一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第35・議案第25号（提案説明）

#### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第35・議案第25号：平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明をお願いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

それでは、議案第25号：平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

本文第1条にございますとおり、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ859万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,129万1,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,828万4,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

この会計につきましても決算見込みによる補正をお願いするもので、その主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

補正予算書6、7ページをお願いいたします。

まず、事業勘定でございます。

歳入におきまして、1款国民健康保険税におきましては3,690万円の増額補正を、次に8、9ページをごらんください。

7款財産収入におきまして、基金利子で154万円の増額補正を、続いて10、11ページをごらんください。

9款繰越金におきまして前年度繰越金で2億3,306万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、12、13ページをごらんください。

歳出におきましては、2款保険給付費におきまして、一般療養給付費の伸びに伴いまして1億3,977万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、14、15ページをごらんください。

9款基金積立金におきまして、準備基金への積立金で2億4,154万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、直営診療施設勘定でございます。

6、7ページをごらんください。

歳入におきましては、3款財産収入におきまして、基金利子で45万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、8、9ページをごらんください。

歳出におきまして、4款基金費において準備基金積立金で45万1,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第26号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第36・議案第26号：平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第26号：平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

本文第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ386万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,671万8,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

それでは、恐れ入ります、6、7ページをお願いいたします。

歳入におきまして、こちら決算見込みにより、3款繰入金におきまして保険基盤安定繰入金を386万8,000円減額補正をし、8、9ページをごらんください。

歳出におきまして、これに合わせて2款後期高齢者医療広域連合納付金で同じく386万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第27号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第37・議案第27号：平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第27号：平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

本文第1条にございますとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,098万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,615万1,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,669万9,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

この会計におきまして、決算見込みによる補正をお願いするものでございまして、その主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、6、7ページをお願いいたします。

保険事業勘定でございます。

歳入におきまして、4款国庫支出金におきまして1,223万6,000円の増額補正を、次に8、9ページをお願いします。

7 款財産収入におきまして、基金利子で185万4,000円の増額補正を、続いて10、11ページをごらんください。

9 款繰越金におきまして1 億3,375万円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、12、13ページをごらんください。

歳出でございます。

2 款保険給付費におきまして4,634万2,000円の増額補正を、続いて14、15ページをごらんください。

4 款基金積立金におきまして1 億2,466万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第38・議案第28号（提案説明）

#### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第38・議案第28号：平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第28号：平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1 億2,908万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8 億9,402万9,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出、市長名でございます。

この会計につきましても、決算見込みによる補正をお願いするもので、その主なものについて最初に歳出から御説明をさせていただきます。

恐れ入ります、11、12ページをお願いいたします。

1 款事業費、1 項1 目農業集落排水事業費、13節委託料では623万2,000円の減額を、工事請負費で管布設工事及び機能強化工事につきましてあわせて8,950万の減額を、27節公課費で消費税及び地方消費税につきまして不足分の増額を、2 目施設管理費につきましても、いずれも事業精査による減額を、2 項コミュニティ・プラント事業費、2 目施設管理費につきましても、いずれも事業精査による減額でございます。

13、14ページをお願いいたします。

3 款基金積立金では、農業集落排水事業等基金積立金につきまして4,926万6,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、恐れ入りますが戻っていただきまして、7、8ページをお願いいたし

ます。

3 款県支出金では7,146万1,000円の減額を、4 款財産収入では基金預金利子を529万5,000円の増額を、5 款繰入金では一般会計からの繰入金を19万2,000円の増額を、また農業集落排水事業等基金から繰入金を6,788万2,000円の減額を、6 款繰越金では4,216万9,000円の増額をお願いするものでございます。

9 ページ、10ページをお願いいたします。

8 款市債では、農業集落排水事業債で3,680万円の減額をするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・議案第29号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第39・議案第29号：平成29年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第29号：平成29年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

平成29年度愛西市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,993万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,862万円とするものでございます。本日提出、市長名でござい  
ます。

この会計につきましても決算見込みによる補正をお願いするもので、その主なものについて最初に歳出から御説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

1 款総務費では、公共下水道事業基金積立金につきまして7,395万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入につきましては、恐れ入りますが戻っていただきまして、6 ページ、7 ページをお願いいたします。

4 款県支出金では下水道事業県補助金で69万6,000円の増額を、5 款財産収入では基金預金利子を141万6,000円の増額を、6 款繰入金では一般会計の繰入金を1,402万6,000円の減額を、7 款繰越金では7,184万4,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・議案第30号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第40・議案第30号：平成30年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第30号：平成30年度愛西市一般会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

説明につきましては、御配付させていただいております平成30年度当初予算の概要書に基づきまして順次説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、概要書の3ページ、4ページをお願いいたします。

4ページにございます表2. 一般会計歳入予算の状況をごらんください。

平成30年度一般会計の総額につきましては歳入歳出それぞれ205億3,100万円となり、前年度骨格の当初予算額に対しまして103.5%となっております。歳入の主な内容から説明をさせていただきます。

初めに、市税の関係につきまして御説明をさせていただきます。

市税の関係につきましては、一番上段になりますけれども74億5,593万円で、前年度比102.5%を計上させていただきました。

内容につきましては、市民税につきましては個人住民税の緩やかな経済成長により個人所得の回復を見込んでおります。

また、法人住民税も、緩やかな経済成長による法人収入の増加を勘案して計上させていただきました。

固定資産税につきましては、大規模な開発や住宅の新築が好調であること及び前年度の実績を踏まえて計上させていただきました。

軽自動車税につきましては、環境に配慮した軽四乗用車の増加並びに税制改正に伴います重課・軽課分を勘案して計上させていただきました。

市たばこ税につきましては、喫煙者の状況を見込み計上させていただきました。

次に、市税以外の歳入につきまして、主な内容の御説明をさせていただきます。

まず、表の2段目の地方譲与税から8段目の地方特例交付金までは、地方財政計画や国・県の試算に基づき、前年度の実績を勘案しそれぞれ計上させていただきました。

そのうち6段目の地方消費税交付金につきましては、消費及び輸入の増加などにより税収の増が見込まれております。

次に、9段目の地方交付税につきましては、平成30年度の地方交付税全体の出口ベースを対前年度比2.0%の減とされておりますけれども、過去の予算額と決算額の差額及び実績を考慮した上、合併算定がえによる増加分が20%縮減すること等を加味いたしまして、対前年度比4.7%減の50億5,000万円を計上させていただきました。

その次の分担金及び負担金から県支出金までの各事業の特定財源となる歳入につきましては、各算定基準に基づき算出されました金額を計上させていただきました。

繰入金では、対前年度比較としまして9,179万2,000円減額しておりますが、主な理由といた

しましては、基金繰入金のうち財政調整基金繰入金を1億1,945万6,000円増額しております反面、減債基金繰入金を2億2,489万3,000円減額しておりますので、繰入金全体で減額となっております。

最後に市債では、臨時財政対策債の8億円を初め、合併特例債では屋内運動場非構造部材耐震改修事業等で2億8,640万円、緊急防災減債事業債では全国瞬時警報システム整備事業で350万円、総額で10億8,990万円を計上させていただきました。

次に、概要書9ページをお願いいたします。

各基金の状況でございます。

簡単でございますが、以上で歳入の主な内容の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の主な内容について順次御説明させていただきます。

総務部所管の主な事業について御説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

上段で、巡回バス運行管理委託事業でございますが、29年度に新しく巡回バス運行検討委員を委嘱し、今まで巡回バスを利用したことがない方にも利用していただけるよう、利用しやすい環境、仕組みづくりを考えてまいります。

次に、15ページをお願いいたします。

市議会議員一般選挙が4月15日に執行されます。これまで愛西市役所1カ所で実施をしておりました期日前投票を市議会議員選挙において期日前投票所の増設を図り、佐織庁舎でも実施するため予算を計上させていただきました。

次に、19ページをお願いいたします。

上段で、財務会計・地方公会計事務事業でございますが、平成29年度にプロポーザルを実施いたしまして、財務会計システムの更新を行う際、公会計システムも組み入れ事業整備を行います。

下段で、ふるさと応援寄附金事業でございますが、愛西市のPR及び自主財源の確保を図ります。

総務部所管の主な説明につきましては以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明させていただきます。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、企画政策部所管の主な事業について御説明を申し上げます。

概要書の22ページをお願いいたします。

下段の青少年国際交流でございます。市内在住の満13歳から満16歳までの青少年12名のサクラメント市ほかへ派遣をするものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

下段の市民活動支援公募でございますが、市民の皆さんが提案した自主的な活動に対して必要な経費を補助し、市民主体のまちづくり活動を応援するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、市民協働部長から御説明申し上げます。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

続きまして、市民協働部所管のものを説明させていただきます。

概要書26ページをお願いします。

空家等対策推進事業でございます。空家等推進を図るため、空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画を策定するものでございます。

続きまして、30ページ上段をお願いします。

業務継続計画作成事業でございます。災害発生時における応急対策や優先度の高い業務の継続のため、各課の業務をマニュアル化した業務継続計画を作成するものでございます。

続きまして、35ページ上段をお願いします。

郵便局証明書等交付事業でございます。永和郵便局で住民票等の交付業務に要する開設準備、業務委託料等の経費をお願いするものでございます。

続きまして、少し飛びますけれども、67ページ下段をお願いします。

雀ヶ森町の一般廃棄物最終処分場を廃止するため、処分場から出た浸出水の処理運搬や水質検査等に要する経費をお願いするものでございます。

続きまして、健康福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私から健康福祉部所管の主なものについて御説明をさせていただきます。

概要書の46ページをごらんください。

下段の表で、障害者総合支援給付費扶助におきまして、利用者増に伴い増額計上をさせていただいております。

次に、50ページをごらんください。

中段の表で、老人福祉センター及びデイサービスセンター等事業におきまして、佐織総合福祉センターの屋上防水改修工事により増額計上をさせていただきました。

次に、55ページをお願いします。

下段の表で、後期高齢者医療広域連合負担金におきまして、広域連合からの被保者数と医療費の伸び率を踏まえまして増額計上をさせていただきました。

次に、60ページをごらんください。

上段の表でございます。保育士の負担軽減を目的とした保育補助者の雇用に対し補助をするため、またその下の表で保育所、認定こども園の施設整備の経費の一部を補助するため、新規に計上をさせていただきました。

次に、70ページをごらんください。

中段の表で、自殺対策基本法の改正に伴う計画策定のため増額計上をさせていただきました。

また、下段の表では本年度より実施をしております健康なまちづくり事業におきまして、運動支援事業にヘルシーメニュー提供事業を新たに加え、計上をさせていただいております。

私からは以上です。

続きまして、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、産業建設部関係の主な事業について御説明をさせていただきます。

80ページをお願いいたします。

上段の植樹祭事業におきまして、5月19日に開催予定の愛知県と愛西市の植樹祭に必要な諸費用を計上させていただいております。

次に、82ページ、83ページ、84ページの農業土木費におきましては、湛水防除事業、地盤沈下対策事業、特定農業用管水路特別対策事業、緊急農地防災事業の県事業の負担金として計上させていただいております。

次に、90ページの交通安全対策施設工事としまして、カラー塗装工事を社会資本整備交付金の活用を含め計上させていただいております。

次に、92ページをお願いします。

上段の民間木造住宅耐震事業におきましては、一番下段でございますが、本年度から新たに民間木造住宅除却費補助金としまして100万円を計上させていただいております。

次に、93ページをお願いいたします。

一番下段の渕高地区暫定用途地域整備検討事業として、第1種低層住居専用地域として指定されている暫定用途地域の解除を検討するための委託料を計上させていただいております。

次に、94ページをお願いいたします。

上段の道の駅周辺整備事業として、道の駅周辺を地域の特性を生かした公園等に整備するための事業化調査業務委託料を計上させていただいております。

以上でございます。

続きまして、消防長より御説明申し上げます。

#### ○消防長（足立信夫君）

それでは、9款消防費の主なものについて御説明させていただきます。

最初に、概要書96ページをお願いいたします。

下段の表、財産管理事業の一番下、委託料の建物評価検討調査委託料で本署庁舎の調査委託でございます。

次に、98ページをお願いいたします。

消防施設等整備事業の一番下、備品購入費でございますが、小型動力ポンプつき水槽車で分署の消防車両の更新でございます。

次に、100ページをお願いいたします。

下段の海部地方消防指令センターでございます。海部地方の共同運営に伴う負担金でございますが、平成30年度は共同運用を開始し5年が経過しましたので、指令システムの部分更新をさせていただきますので約3,000万円の増額でございます。

消防の主な事業につきましては以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、教育部長から御説明申し上げます。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、教育部所管に係る主なものについて御説明をさせていただきます。

初めに、102ページをごらんください。

特別支援教育支援員配置事業が平成30年度より業務委託から市直接雇用に変更し、発達障害など特別な教育的支援が必要な児童・生徒の学校生活に対する支援を行います。

次に、104ページをお願いします。

就学援助私学助成金システムを新たに導入し、税及び住基データと連携することにより、迅速かつ正確な業務を行います。

続いて、106、107ページをお願いします。

小学校屋内運動場非構造部材耐震改修事業といたしまして、佐屋小、市江小の設計委託料、永和小の監理委託料、工事請負費を計上いたしました。

小学校トイレ改修事業といたしまして、佐屋小の設計委託料、永和小、勝幡小、西川端小の監理委託料、工事請負費を計上しております。

また、小学校プール改修事業といたしまして、劣化が見られる佐屋小プールの改修を行います。

続いて、112ページをお願いします。

中学校屋内運動場非構造部材耐震改修事業といたしまして、佐屋中学校武道場の監理委託料、工事請負費を計上しております。

また、学校施設の長寿命化及び改築の必要性を判断するため、佐屋中学校の学校施設健全度調査委託料を計上しております。

続いて、少し飛びますが、121ページをお願いします。

新規事業といたしまして、市民が交流、親睦を深め音楽文化の振興を図るため、あいさい市民による音楽祭を開催いたします。

続いて、128ページをお願いします。

平成30年度より永和地区公民館に指定管理者制度を導入する指定管理料を計上しております。

次に、132ページをお願いします。

平成30年度より体育協会事務を市から移管するため補助金を増額計上しております。

以上で平成30年度一般会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・議案第31号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第41・議案第31号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第31号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計予算について御説明させていただきます。

恐れ入ります、概要書の138ページをごらんください。

まず、事業勘定でございますが、御承知のとおり国保事務の広域化に伴いまして、歳入歳出ともに科目に大きな変更を生じております。

歳入歳出それぞれ68億2,337万9,000円でございます、前年度比83.4%となっております。

まず、歳入におきまして、保険税につきましては前年同様の税率で算出をしておりますが、被保険者数、所得の減の影響もございまして、前年度比92.1%となっております。

また、広域化によりまして県支出金が43億4,098万5,000円の増額となっております。

また、歳出においてでございますが、その7割弱を占めます保険給付費につきましては前年度比99.4%の計上となっております。

また、こちらも広域化に伴いまして、新たに国民健康保険事業費納付金といたしまして、19億3,990万6,000円を計上いたしております。

続きまして、141ページをごらんください。

直営診療施設勘定でございますが、こちらは歳入歳出それぞれ1億2,550万9,000円といたしまして、前年度比100.0%となっております。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第42・議案第32号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第42・議案第32号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第32号：平成30年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について御説明をさせていただきます。

概要書144ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ9億1,435万2,000円を計上いたしております、前年度比109.3%となっております。

歳入におきまして、保険料が約8割を占めておりまして、前年度比108.4%となっております。

また、歳出におきましては、保険料と基盤安定負担金分としての納付金が大半を占めておりまして、前年度比107.4%の計上となっております。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第43・議案第33号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第43・議案第33号：平成30年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第33号：平成30年度愛西市介護保険特別会計予算について御説明をさせていただきます。

概要書147ページをごらんください。

まず、保険事業勘定でございますが、歳入歳出それぞれ50億3,294万1,000円でございます。前年度比105.4%の計上となっております。

第7期の事業計画に基づき計上しておりまして、保険給付費で前年度比103.6%となっております。

次に、152ページ、153ページでございますが、こちらには地域支援事業といたしまして、要支援の方々を対象とした事業のための経費を計上いたしました。

次に、155ページをごらんください。

下段の表で、在宅医療と介護連携を支援するためのセンターを海部津島地区の市町村合同で設置をするための経費を計上いたしております。

続きまして、157ページをごらんください。

こちらはサービス事業勘定でございますが、要支援の方々に対するケアプランの作成に係る経費を計上させていただいております。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第44・議案第34号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第44・議案第34号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第34号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、概要書の159ページをお願いいたします。

農業集落排水事業等では、現在は管理運営が主な事業でございます。

平成30年度は歳入歳出それぞれ9億6,772万4,000円ございまして、前年比94.9%の5,235万5,000円の減となっております。

次に、160ページをお願いいたします。

農業集落排水事業費の関係でございます。

上段の使用料等徴収事務では、地方公営企業法適用業務委託料としまして、平成31年4月から公営企業会計の移行に係る3カ年継続業務の3年目であります。平成30年度分の委託料のうち農業集落排水事業費分を計上しております。

次に、下段の建設改良事業等では、平成29年度に引き続きまして機能強化工事を予定しております。

161ページをお願いいたします。

施設管理費では、佐屋、立田、八開区域の各施設の維持管理費に伴うものでございます。

次に、162ページをお願いいたします。

コミュニティ・プラント事業費の関係でございます。上段の使用料等徴収事務では、先ほどの農業集落排水事業費で御説明申し上げたとおりで、地方公営企業法適用業務委託料としまして、平成30年度分の委託料のうちコミュニティ・プラント事業費分を計上しております。

次に、下段の施設維持管理では永和台の施設の維持管理に伴うものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第45・議案第35号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第45・議案第35号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第35号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、こちらも概要書の164ページをお願いいたします。

愛西市の公共下水道事業は日光川下流流域関連公共下水道による整備、維持管理を図っております。

平成30年度は歳入歳出それぞれ19億4,613万5,000円でございます。前年比98.9%の2,255万5,000円の減となっております。

165ページをお願いいたします。

一般管理事業等では、下水道使用料の徴収事務に係る費用を計上しております。また、供用開始される地区の方々への補助等を計上しております。

次に、166ページをお願いいたします。

公共下水道施設維持管理事業では、公共下水道台帳等作成委託料としまして、下水道台帳データ及びシステム更新業務、台帳作成に伴う施設調査業務を委託するものでございます。

また、下段の公共下水道施設建設事業では、管路施設実施設計等委託料を計上しております。

次に、地方公営企業法適用業務委託料としまして、先ほどの農業集落排水事業等特別会計予算で御説明申し上げたとおり、公共下水道事業費分として計上しております。

次に、管路施設等工事としまして、佐屋地区では佐屋町及び須依町、佐織地区では諏訪町及び小津町の整備を推進工法と開削工法により工事を予定しております。

次に、167ページをお願いいたします。

日光川下流流域下水道事業では、県に支払う流域下水道事業の事業費及び建設事業に伴う負担金、また維持管理費に伴う負担金を計上しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第46・議案第36号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第46・議案第36号：平成30年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第36号：平成30年度愛西市水道事業会計予算について御説明をさせていただきます。

恐れ入ります、こちらにつきましてはこちらの平成30年度愛西市特別会計企業会計予算書の195ページをお願いいたします。

第1条、総則としまして、平成30年度愛西市水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は給水戸数1万135戸で、前年比100.6%の65戸の増でございます。年間総給水量は300万立方メートル、1日平均給水量は8,219立方メートルと、どちらも前年と同給水量を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では、第1款水道事業収益の予定額は4億9,130万4,000円で、前年比99.5%の238万9,000円の減、支出では、1款水道事業費用の予定額は4億8,431万7,000円で、前年比98.9%の522万1,000円の減を計上し、平成30年度についても平成29年度と同様に黒字予算を組ませていただいております。

第4条、資本的収入及び支出について、196ページをお願いいたします。

収入では、第1款資本的収入7,240万5,000円で、前年比61.1%の4,614万1,000円の減、支出では、第1款資本的支出1億9,882万2,000円、前年比64.7%の1億825万8,000円の減を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費6,607万9,000円を定めております。

第7条では、棚卸資産の購入限度額を503万8,000円と定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

次に、197ページからは予算実施計画書、続いてキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書を作成しております。お目通しをお願いいたします。

内容につきましては、申しわけありませんが、戻っていただきまして概要書168ページをお願いいたします。

平成30年度予算の支出予定総額は6億8,313万9,000円でございます。前年比85.8%の1億1,347万9,000円の減となっております。

169ページをお願いいたします。

収益的支出でございますが、主な内容としまして、原水及び浄水費の委託料で、新たに中部浄水場の配水池水位計等点検委託料を計上しております。また、大きな費用としましては、受水費で県営水道購入費でございます。平成30年度の県水承認基本給水量である基本水量及びその他水量について、あわせて平成29年度の1日当たり8,080立方メートルから50立方メートルを削減し、8,030立方メートルとし、減量をしております。

171ページをお願いします。

資本的支出でございますが、建設改良費で主なものとしまして、諏訪町及び小津町地内における下水道工事に伴う水道移設等工事及び町方町地内における老朽管の更新工事を計上しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大島一郎君）

ここで休憩をとらせていただきます。再開を2時15分からといたします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（大島一郎君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第47・請願第1号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第47・請願第1号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題といたします。

この件につきまして、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○11番（河合克平君）

では、読み上げて提案をさせていただきます。

愛西市議会議長・大島一郎殿。請願団体、子どもの医療費無料化をすすめる会、愛西市須依町北前の代表・河合正美さんより。紹介議員としまして真野和久、加藤敏彦、河合克平の3名が紹介議員となりました。

内容につきまして提案させていただきます。

子どもの医療費無料化の拡充を求める請願書。

請願の趣旨、私たちは平成26年から5回にわたり、延べ1万3,861人分の署名を提出してきましたが、いずれも財政の不足などを理由に採択が見送られました。

少子・高齢化とそれに伴う人口及び労働力の衰退は国や自治体にとっての死活問題です。ここ数年は保護者の収入格差による子供の貧困にも目が向けられています。格差を是正し、どの子ども安心して医療を受けられる状況となることは、多くの市民の願いであり、市政における重要な課題の一つです。

愛知県下では既に9割以上の自治体が中学校卒業までの通院・入院費の無料化を実施しています。中学生の医療費助成を行っていないのは愛西市だけです。犬山市、飛島村などさらに対象年齢を引き上げているところもあります。中学校卒業までの無料化に必要な費用は5,900万円と聞いています。

平成29年度、さらに8億5,000万円を積み立てて195億円になった基金のうち、運用収入の7,700万円を活用すれば今の財政状況でも十分に実現可能です。

市民が懸命に働いて納めた税金は眠らせておくのではなく、市民一人一人の暮らし福祉がよくなるように還元してください。

子は宝です。けがや病気の子供たちが保護者の経済状況による差別を受けず、平等に医療を受けられるようにしてください。

市議会には上記の内容を考慮し、下記の事項を議会決議していただきたくお願いいたします。

請願事項1. 子どもの医療費無料化制度を平成30年4月から、中学校卒業（通院医療費）まで拡充してください。引き続き高校卒業まで拡充してください。

2. 実施に当たっては全員が平等になるよう償還払いや所得制限のない完全無料化にしてください。

以上、提案をさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第48・請願第2号から日程第50・請願第4号まで（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第48・請願第2号：国民健康保険税を引き下げ、市民負担軽減を求める請願について、日程第49・請願第3号：国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書採択の請願について及び日程第50・請願第4号：国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願についてを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

この件につきまして、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○9番（加藤敏彦君）

請願第2号、第3号、第4号につきまして提案説明をさせていただきます。

請願書を朗読によって提案させていただきます。

請願第2号、愛西市議会議長殿。

国民健康保険税を引き下げ、市民負担軽減を求める請願書。

請願団体として、津島民主商工会、会長・戸田敏男氏。住所、津島市立込町2丁目92番地。

紹介議員は、真野和久、加藤敏彦、河合克平の3名です。

請願理由として、長引く不況で地域の中小業者の経営は「売り上げが前年より減少52.31%、利益が前年より減少50.90%」、これは2017年3月の津島民商が実施したアンケートよりということです。という厳しい状況に直面しています。そんな中でも税金・社会保障の負担はふえ続けており、特に国民健康保険税は所得がなくても課税され、現状でも高過ぎる実態です。

「払いたくても払えない」国民健康保険税は、滞納化・収納悪化という悪循環を引き起こし、消費不況で地域経済をさらに冷え込ませます結果となります。

平成30年度に実施される国民健康保険の都道府県化を契機として、国民健康保険税が能力に応じた適正な負担となるよう、下記の事項の実現を求めますということで、請願の事項としましては、1つは18歳未満の子供の均等割の減免制度を実施してください。

2つ目には、一般会計からの繰り入れなどの措置をとり、国民健康保険税を引き下げ、市民負担を軽減してください。以上です。

続きまして、請願第3号、請願のタイトルは国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書採択の請願書です。

請願団体及び紹介議員は請願第2号と同じです。

請願理由も同じですので、請願事項だけ紹介します。

1つ、愛知県に対し、国民健康保険への事業費補助金の復活を求める意見書を提出してください。以上です。

続きまして、請願第4号、項目が国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願書。

請願団体及び紹介議員は請願第2号、3号と同じであります。

請願理由も同じですので省略させていただき、請願項目といたしましては、1つ、国に対し、国民健康保険に対する国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書を提出してください。

以上です。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第51・選挙第1号（提案説明）

### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第51・選挙第1号：海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

### ○議会事務局長（服部徳次君）

それでは、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について御説明いたします。

海部地区環境事務組合議会議員には、現在、石崎たか子議員、吉川三津子議員に御活躍いただいておりますが、任期満了日が平成30年3月31日となっております。そのため、改選をお願いするものでございます。

任期は平成32年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして本日の全日程を終了しました。

次の継続会は3月2日午前10時より再開しますので、よろしくお願ひをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後2時24分 散会

